

Financial Adviser

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

2

No.183
FEB. | 2014
www.kindai-sales.co.jp
平成26年2月1日発行(毎月1回1日発行)
平成11年6月14日第3種郵便物認可
第16巻第2号通巻183号

連載

FPのための会計・税務ZOOM UP!

消費税率引上げの家計への影響試算

知識のブラッシュアップに役立つFPマンスリーレポート

金融／社会保険／保険／税金／不動産

FP相談実践事例集

リスクマネジメント／不動産プランニング／タックスプランニング

いまアドバイスしたい ホーム・リスクマネジメント

災害・事故への備えは
大丈夫?



相続診断士が伝える

「笑顔相続のススメ」

第11回

自社株評価方法と相続税対策

員120人、資本金1億円、毎年1～2億円の利益を計上する優良企業でした。甲社長の年齢は65歳で、発行済株式20000株の全株を所有していました。株価を計算したところ、①純資産価額方式は1株80万円、②類似業種比準価額方式は1株100万円でした。A社は大会社に該当するので1株80万円となり、甲社長の保有株数2000株を掛けると相続税評価額は16億円にもなります。

奥さまはすでに他界されていて、長男と次男の相続人2人の相続税額は、自宅やその他の財産を含めると8億円弱になりそうです。

毎年5000万円、1億円の法人税を支払つても、申告所得の約半分は会社に残ります。その結果、株価が高くなってしまうという笑えない状況です。甲社長は『会社のために計算は大きく分けて、①純資産価額方式、②類似業種比準価額方式、③配当還元方式の3つの方式があります。支配権を有する経営者のグループは、大会社に該当すると①純資産価額方式または②類似業種比準価額方式のいずれか安いほうを、中会社か小会社に該当すると①と②の併用方式によって計算した株価と①純資産価額方式の安いほうで計算します。

00万円～120万円にもなってし

まいそうです。そこで、甲社長に、②類似業種比準価額方式の計算式を説明しました。「類似業種比準価額方式＝類似業種の株価×（配当の比率+利益の比準価×3+簿価純資産の比準価）／5」つまり、利益が高い会社は株価が高く計算され、利益が低ければ株価が安くなる仕組みです。ちなみに、A社のこの年の申告所得は1億5000万円でした。仮にこの年A社の申告所得が100万円と仮定して計算すると、②類似業種比準価額方式の株価は30万円でした。甲社長の持ち株数2000株を掛けると6億円です。

甲社長に今後のA社の経営方針を伺ったところ、あと5年内に専務である長男に社長を引き継ぎたいとのお話でした。それなら、甲社長が社長を退任するタイミングで退職金を受け取ると申告所得が下がるので、その年にご長男に全株式を移動させることをお勧めしました。

長男に社長を譲った甲前社長は、現在は顧問として現社長の長男を温かく見守っています。そして、A社とは無関係の次男に対しては、受け取った退職金や生命保険金で円満な遺産分割を検討しています。

で、1億5000万円を受け取るためには「1億5000万円÷25年÷3倍＝200万円」が最終月額報酬の目安になります。A社長の月額報酬は200万円以上でしたので、役員退職金が受け取れる状況でした。

相談を受けた翌年、甲社長は退職金を受け取り、社長を退任されました。そして、相続時精算課税制度を利用し、長男に全株式を贈与しました。長男は20%の贈与税の納付が必要でしたが、相続時精算課税で贈与した財産については、相続発生時に贈与時の時価が使えますので、今後20億円にもなるかもしれない株式の評価額を6億円で固定できました。

一般社団法人相続診断協会 代表理事 小川 実



一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士、自ら笑顔相続の伝道師と命名している。『Q & A 相続税大増税に備える「笑顔相続」のススメ』(ぎょうせい)発売中。

退職金支給の年に申告所得が100万円程度になるよう、退職金の受取金額を決定します。法人税法上の退職金は「役員在職年数×最終月額報酬×功績倍率」で計算されます。功績倍率は3倍が一応の目安です。

F

平成11年6月14日第3種郵便物認可
平成11年2月1日発行(毎月1回1日発行)

発行所 第16巻 第2号 通巻183号 (株)近代セールス社

〒164-8640

東京都中野区中央1-13-9

電話

03-3366-2761

(代)

定価1,050円

本体1,000円

みんなの笑顔それが私たちの実績です。



合格者
8500名突破
いたしました

笑顔で相続を迎えて頂く為の資格、「相続診断士」を取得しませんか?

相続診断士®

「相続診断士」は、一般社団法人 相続診断協会の登録商標です。

資格のお申し込みや詳細はインターネットでご確認下さい。

相続診断士

検索

<http://souzokushindan.com>

受験料 36,750円 (テキスト・講習DVD・認定料含)

「相続診断士®」が不足しています。

日本全体では、1年間で約50兆円規模の遺産が受け継がれていく「大相続時代」。

家計に大きな贈り物となる可能性もありますが、遺族の争いに発展することも多い相続問題。

実際に家庭裁判所での相続関連の相談は1年間に約18万件と10年前の2倍に増えています。

また、相続はお金持ちだけの問題という誤った認識が、一般家庭の相続準備を怠り、問題を複雑にしています。実際、司法統計年報(平成22年度版)によると、紛争件数の74%が相続税と関係ない5000万円以下の遺産分割で揉めています。遺産が多いから揉めるのではなく、100人いれば100通りの相続があり、どの家庭にも、きちんと相続に対しての準備と助言が必要な時代です。

「相続」が「争族」にならない為に、笑顔で相続を迎えるお手伝いをするのが「相続診断士」の求められる社会的役割です。

まさしくこれからの社会に求められる資格です。



遺産分割・金額別訴訟割合

最高裁判所の「司法統計年報」(平成22年)より



※相続診断協会事務局は11月25日より下記に移転致しました。

一般社団法人 相続診断協会 「相続診断士」は、一般社団法人相続診断協会の登録商標です。

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2丁目13番9号ダヴィンチ人形町7階 TEL: 03-6661-9593 FAX: 03-6661-1196